

各 位

平成 2 1 年 5 月 2 9 日

静岡信用金庫
理事長 田形 和幸

法令等遵守態勢の確立及び内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当金庫は、平成 2 0 年 1 0 月 2 4 日に公表いたしました当金庫元職員による不祥事件に関し、当金庫の法令等遵守に向けた取組みが不十分であり、内部管理態勢に重大な問題があるとして、本日、東海財務局長より下記内容の業務改善命令を受けました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とし、役職員一人一人が高い倫理観を持つことが求められる金融機関として、このような改善命令を受けるに至り、深く反省するとともに、お取引先を始め、会員の皆様、地域の皆様等、関係する全ての皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

この業務改善命令を真摯に受け止め、役職員一丸となって適切な業務運営を確保するため、法令等遵守態勢の確立と強化に全力で取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化

理事会等の機能強化による法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）

営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

適切な人事管理の徹底

内部監査機能の充実・強化

(2) 上記(1)に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 2 1 年 6 月 2 9 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、履行状況を 3 か月毎に報告すること。

2. 今後における当金庫の対応について

今回の業務改善命令を受けるに至った根本的な原因および問題点について、既に実施している改善策に加え、より実効性のある抜本的な改善策を策定し、これらを着実に実施していくことにより内部管理態勢のより一層の充実・強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

業務部 お客様相談担当 フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 0 1 7 7 2

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く）